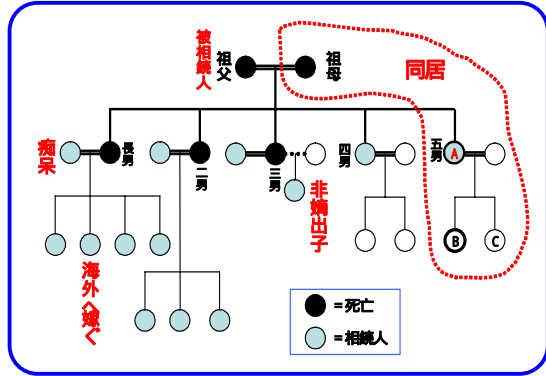


不動産の相続登記を放置するとトラブルの種に!

三〇年前に祖父が亡くなった。最後までその家にいた五男Aは残された祖母と一緒に住み妻と息子Bと娘Cがいた。家は東京都内の四〇坪位の祖父名義の一戸建住宅だ。Aの他の兄弟達はみんな早々に家を出ていたので、Aが最後まで祖母と住むことを条件に誰も相続権の主張はしなかった。相続評価としては明らかにならなかつたので不動産の相続登記をしないまま、Cは七年前に嫁ぎ、昨春にAが停年になった。息子B(相談者)が結婚を機に現在の家を売却して東京近郊に二世帯住宅を建てることになった。いざ、売却することになって大きな問題が出てきた。土地も建物も三〇年前になくなつた。

**相続人の印鑑が集まらない!
家を売れない!**



**さあ大変だ!
遺産分割協議書づくり!**

遺産分割協議書を作るには先ず祖父の「除籍謄本」を手に入れ、祖父の相続人の全てを確認しなければならぬ。除籍謄本は、親族であるものを証明できるもの(自分の戸籍謄本、身分証明書)を持参して、祖父の本籍地の市町村役場に行かなければならない。事例のように、既に父の兄弟である伯父がなくなつてしまつてい

**親戚の理解を得て
七ヶ月後に決着だ!**

大変だったのは痴呆で入院中の相続人の場合だ。家族の人達にお願いして病院から診断書を発行してもらい、**家庭裁判所に後見人の選任を認めてもらつたり**……で、かなりご迷惑をおかけしたよつた。また、英国に嫁いでいる相続人の鑑

それなりの事情があつたのだとは思いますが、祖父が亡くなつて相続が始まつた時に相続登記をしておけば、このように手続きの時間も掛からなかつたと思ひます。
三十年も経つと、**相続人同士の交流も薄くなるし、代替わりがあつたりします。それに、それぞれの経済的状況に開きが出てくる場合などが考えられるので、相続登記を先送りしないようにしたいものです。**
Aが、祭祀として墓を守つてきたこともあつて比較的容易に親戚の理解が得られましたが、それでもかなりの費用と七ヶ月の歳月を費やしてしまいました。
相続が発生したら、司法書士に相談して、速やかに相続登記の手続きをすることを勧めます。

R.F.C

リスク・カウンセラー & ファイナンシャル・カウンセラー

Information & Report

2004.08.05 Vol.2004-08

【ちよつと歳時記】
真夏の住宅街に駄菓子屋を見つけた。開け放たれた店頭には日焼けした子供達が楽しそうに群れている。あるかな!店先の端の方に捕虫アミとムシ籠があつた。昔は、そこに三ノミトル位の竿が置いてあつたはず。「モチ辛」だが……なかつた。まだ、東京のあちこちに田んぼあつた頃だ。指にたつぷりの唾を付けて竿先の鳥モチを伸ばすのだ。太陽がキラキラと照り返すのも何のその、仲間とモチ竿を担いで畦道に入り水路に集まつてくるトンボを捕つたものだ。数が多いシオカラトンボやムギワラトンボは簡単に捕れた。空高く悠然と飛ぶオニヤンマをやつと思いで捕り、傷つきやすい透き通る薄い羽に着いたモチを、たつぷりの唾で取つている少年。囲む仲間から羨望の的となつていたものだ。(細野)

私のクライアントのご主人が昨年十二月の朝、出勤途中のバス内で倒れそのまま他界。死因は心筋梗塞で享年五十四歳でした。以前から心臓の治療を病院で受けていたそうす。クライアントのご主人と直接会う機会がなかつたので、ご主人の既往症を考慮して何となく生命保険のアドバイスも控えてしまつたのです。
後日、伺つたときのお話では、ご主人が契約していた生命保険は二件とも独身時代に契約したもので、一つは結婚直前に契約

**生命保険の
受取人は誰か?**

し、全てご本人が保管していたよつでした。
ご主人の死亡で奥様が保険会社社に保険金の請求しようとしたら、
「ご主人が契約した生命保険の受取人は父親名義のまま、結婚した後に変更されてなかつたのです。」
皮肉にも受取人(父親)が生存

していたので、生命保険金は法律通りに夫の父親の手に渡ることとなつてしまつたのです。
奥様とすれば、お子様の教育資金や生活資金等に充当すべき大切な生命保険金だつたはず。
親・兄弟への気遣いを考え高ぶる気持ちを押さえられたようでしたが、自己責任の時代とは云え、あの時にもう一歩踏み込んで保険の見直しを勧めておけばしてあげれば良かったと悔やまれてなりません。
(保険FP 山中三佐夫)

流浪のクライアントは 弁護士は頼りにならないと云うが…

事務所に相談いらしたクライアントから「何人かの弁護士に相談したけど弁護士の答えはどれも同じで納得できない!」との言葉を聞くことがある。市町村の無料法律相談の窓口に行き相談してきたと云うのだ。それも時を分けてメモを片手に数力所の相談窓口を渡り歩き弁護士に聞いて回っているようなのだ。自分の抱えているトラブルの全てを話をせずに、都合の良いことだけを話してあちこちに相談に回るような流浪のクライアントによくある例だ。

私が「それぞれの弁護士に同じ質問をしたのだったら、どの弁護士からも同じ答えが返ってきて当然でしょ!」と云うと何故か無然としている。

弁護士への質問内容がそれぞれ異なっているのであれば違う答えが返ってくるのだろうに、自分が期待していたような答えが得られないから納得できないと云うことのようにだ。 弁護士だって、法廷経験、判例やノウハウで裏技を持っています。何処の誰だか分からない、まだ相互の信頼関係の出来上がっていない相談者がいきなり窓口に来て、しかも問題の全部を話もしないで相談されたら、通り一遍の回答しかできないのは当然のこと。

弁護士として一番大切なことは、法を遵守する立場にあるものとして公平に、しかも客観的に判断できることが大切なこととされているのだから、どの弁護士に聞いても同じ答えになることは当然ですよ…と説明して、ようやく納得してもらうことが出来る。

昔から「事業を始めたら信頼関係のある主治医と弁護士はきちんと確保しておきなさい…」と云われているのは、問題が起きたからと云って一夜にしてその信頼関係が築きあげられるものではないから…と説明しています。

リスク・カウンセラーとのラポールの形成が大切

今までに受けてきた相談は、会計事務所、弁護士、カウンセラーや友人の紹介者を通してお会いしてきました。相続のトラブル、不動産のトラブル。経営危機の相談など、内容は百人百色です。十分に時間をかけて解決する問題もありますが、殆どの相談が緊急を要するものなので、じっくり時間をかけてラポールの形成(相互に信頼関係を築き上げることを)をするという訳にはいきません。

クライアントにとっても相談相手のリスク・カウンセラーや弁護士との信頼関係をもてなければ全てを任せるわけにも行かないでしょうし、相談を受けるリスク・カウンセラーとしても同じです。特に、クライアントのトラブル相談を短期間で解決しなければならぬような場合には、相互にラポー

リスク・カウンセラー奮闘記

ルの形成が出来ていることは絶対的な条件であるといえます。

リスク・カウンセラーが相談を受ける場合、平素から交流のある税理士、会計士、カウンセラーから紹介されたクライアントの相談であれば、ラポールの形成が短期間で作り上げられるので安心して受任することができます。

つまり、それまでの日常の親交により、既にリスク・カウンセラーと紹介者との間にラポールの形成ができていたような場合、その信頼関係の延長線上にクライアントとのラポール形成が短期間で出来上がるのだと考えています。リスク・カウンセラーがクライアントを弁護士を紹介する場合もまったく同じことです。

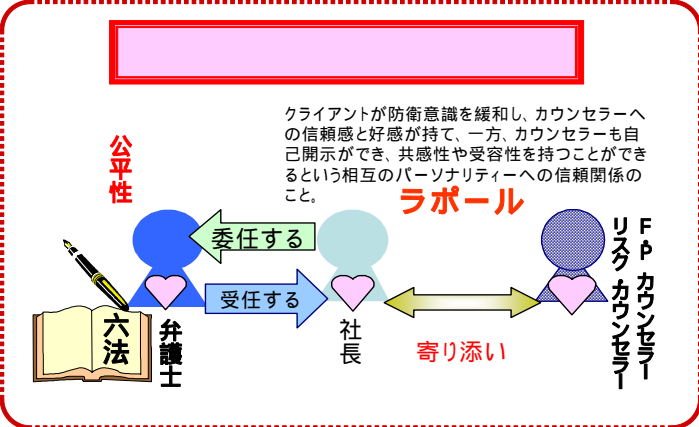
弁護士だからこそ答えられない質問がある

リスク・カウンセラーのスクリーニングを経て、問題解決に向けてカウンセラーから弁護士を紹介されます。 弁護士と契約を結び委任状を提出したのだからと云うことで、信頼関係の下にクライアントの質問には何でも答えてもらえるのだろう…か。いや、必ずしも全ての質問に答えられるわけではありません。

たとえば、債務整理に係わる処理を依頼するような場合に、ここぞとばかりに何の考えもなく、弁護士が答えに詰まるような質問をするクライアントがそれです。「財産の一部を事前に隠蔽しておきたい! そうするためにはどんな方法が良いのか?…」ビックリするような思いがけない質問に、思わず弁護士と顔を見合わせてしまう場面です。「それは詐害行為にあたるので弁護士事務所では質問すべきことではないでしょ!」…と、「その質問のことは外へ出てから話しましょう…」とその質問を途中で制して、次の問題へと切り替えていったりすることがしばしばあります。

また、明らかに詐害行為だと判断できるような財産隠蔽したことを得意気に話すクライアントもいましたが、どちらの場合にも、信頼関係の何たるかを理解していない問題発言であることを認識して欲しいものです。

最近では、それらのことを事前にお話ししておいたり、弁護士事務所での打ち合わせの際に弁護士が使う正確で簡潔な「法律用語」について、その用語の意味を噛み砕いて説明することをしたり、弁護士の言葉の裏側にある「言葉にはない含み」を説明するようにしています。クライアントの表情や会話の中から感じ取りながら、弁護士とクライアントとのラポールの形成に少しでも役立つようなリスク・カウンセラーとしてのサポートの必要性を感じています。



【ホロニック】
 (英: Holonic) 全体 (ホロス) と個 (オン) の合成語。
 すなわち組織と個人が有機的に結びつき全体も個人も生かすような形態を言う。生物は個々の組織が自主的に活動すると同時に独自の機能を発揮する一方でそうした個が調和して全体を構成する (小学館「カタカナ語の事典」より)

R.F.C Information & Report
 第008号 2004.08.05 Vol.2004-08
 発行者 株式会社ホロニクス総研
 責任者 細野孟士 DZC05310@nifty.com
<http://homepage1.nifty.com/holonics>
 〒113-0033 東京都文京区本郷1-35-12 かねだビル7階
 Phone (03)5684-0021 Fax. (03)5684-0031